

議案第 49 号  
議決第 号

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
の件

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（令和元年）6月20日提出  
始良市長 湯元敏浩

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

始良市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成22年始良市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「始良市」を「、本市の区域内」に改める。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第4条第2項中「については養父母」を「については、養父母」に、「実父母」を「、実父母」に改め、同条第3項中「前2項の規定により難しい」を「、前2項の規定により難しい」に、「市長」を「、市長」に改める。

第7条中「弔慰金」を「災害弔慰金」に改め、同条第3号中「とき、その他」を「ことその他」に、「市長が」を「、市長が」に改める。

第8条第1項中「理由」を「事由」に改め、同条第2項中「関して」を「関し」に、「必要」を「、必要」に改める。

第13条第1項第1号ア中「価格」を「価額」に改め、同条第2項中「括弧書き」を「括弧書」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てること

ができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあっては無利子とし、保証人を立てない場合にあっては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の始良市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、令和元年6月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。